

## 議案第 3 号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例（昭和 2 6 年川崎市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号ア中「4 7 2 人」を「4 8 0 人」に改め、同号イ中「7, 5 6 5 人」を「7, 6 7 5 人」に改め、同条第 8 号中「1, 4 4 7 人」を「1, 4 5 8 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、この条例を制定するものである。